



住宅リフォーム支援事業

～受付開始は 5月28日(月) から～

鹿児島市では、住宅の長寿命化、質の向上と併せて地域経済の活性化、雇用の安定を図るため、市民が市内の施工業者を利用して、個人住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を補助します。



補助額

補助には3つの種類がありますので、いずれか1つにお申し込みください。

① 一般世帯 支援リフォーム

リフォーム工事費の
10% (上限額**10万円**)

対象世帯
全ての世帯

対象工事
住宅の増築、内装改修、
模様替え、設備改修工事など

② 子育て世帯 支援リフォーム

リフォーム工事費の
20% (上限額**20万円**)

対象世帯
高校生以下の子供
と同居している世帯

対象工事
子供部屋の増築、
内装改修、間取り変更工事など

③ 高齢者等世帯 支援リフォーム

リフォーム工事費の
20% (上限額**20万円**)

対象世帯
高齢者※1または障害者※2
が居住している世帯

対象工事
高齢者、障害者のための増築、
内装改修、バリアフリ-改修工事など

※1 平成24年4月1日現在65歳以上

※2 身体障害者1～4級又は精神保健福祉手帳1、2級

補助条件 市内業者を利用して行う20万円以上のリフォームが対象

補助対象者

- 鹿児島市内に居住し、住民登録をしている人
- 市税を滞納していない人

補助対象住宅

- 補助対象者が所有し、現に自ら居住している住宅（貸家は対象となりません）
※マンション等の集合住宅は個人専有部分
※店舗等との併用住宅は個人住宅部分

工事の要件

- 上記の①～③で選択した種類において、対象工事を**20万円以上**行うこと
- 他の住宅関連制度と工事内容が重複していないこと
- 市に補助申請を行い、市から「**補助の決定通知書**」が送られてきてから着工すること
- 期限内に完了すること（工事完了期限は【裏面】「**補助申し込み**」に表記しています）

施工業者の要件

鹿児島市内に本社を有する法人または鹿児島市内に住所を有する個人業者

